

税務署からの
お知らせ



11月11日から17日は「税を考える週間」です

e-Tax

イータックス

1 ホームページから簡単申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

2 最高 5,000 円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告を申告期限内に e-Tax で行うと、最高 5,000 円の所得税の税額控除を受けることができる措置が平成 22 年分まで延長されています（ただし、平成 19 年分から平成 22 年分までの 1 回限りの適用です）。

3 添付書類が提出不要

所得税の確定申告を e -Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました（ただし、確定申告期限から 3 年間は添付書類の提出又は提示を求められることがあります）。

4 還付金がスピーディー

e -Tax で申告された還付申告は早期処理しています（3 週間程度に短縮）。

◎ 利用の前に

e-Tax を始めるには、事前に電子証明書と IC カードリーダーライタの準備が必要です。

① 電子証明書

公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用する場合、住民票のある市区町村の窓口で、住民基本台帳カード（IC カード）を入手し、電子証明書発行申請書などを提出して電子証明書の発行を受けてください。また、有効期限は 3 年で、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

※手数料がかかります。

詳しくは、住民票のある市区町村へお問い合わせください。

② IC カードリーダーライタ

家電量販店やインターネット販売などで購入できます。

■ 問い合わせ先 和田山税務署 個人課税部門 ☎ 672 - 6050 8 時 30 分～ 17 時（土・日・祝日を除く）

相続又は贈与などに係る生命 (損害) 保険契約などに基づく年金の 税務上の取扱いの変更について

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いが変わります。

この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】または所轄の税務署にお問い合わせください。

■ 問い合わせ先 和田山税務署 ☎ 672 - 6050